

## 弁護士自治

### 1 弁護士自治の本質

弁護士自治とは、弁護士が、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命（弁護士法 1 条）を達成するための制度的保障である。この制度的保障は、権力に干渉されないことによって実現される。

弁護士自治を維持・発展させるために、弁護士及び弁護士会が国民から信頼され、支持される存在でなければならない。

弁護士自治における自治権は、個々の弁護士にではなく、弁護士の団体すなわち弁護士会に認められるものであるが、弁護士の弁護活動が国家権力や社会的圧力等から侵されないために、個々の弁護士の職務の独立性を保持することも、弁護士自治の重要な目的であると言える。

### 2 弁護士自治の内容

現行弁護士法は、弁護士の使命の実現のために弁護士自治が不可欠であるという位置づけを明確にし、以下のアからエのような重要な要素（「弁護士自治の三要素」とも言われる。）を制度として定めている。

#### (1) 弁護士名簿への登録と資格審査

弁護士名簿登録を日弁連の所管とし（8 条）、各弁護士会及び日弁連に資格審査会を置き（51条）、資格の登録・審査の機能を国家機関から切り離している。

#### (2) 弁護士に対する指導・監督と懲戒

個々の弁護士・弁護士法人に対しては、日弁連又は弁護士会が指導・監督を行うものとし（31条、45 条 2 項）、行政機関ないし裁判所の指揮監督権は及ばない。弁護士及び日弁連にそれぞれ置かれる綱紀委員会が、会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる（70 条 2 項、3 項）とともに、弁護士・弁護士法人に対する懲戒権は、弁護士会及び日弁連が、それぞれに置かれる懲戒委員会を通じて行使する（56 条 2 項、60 条、65 条）。個々の弁護士・弁護士法人に対する懲戒権を、行政機関ないし裁判所が有するものではない。

#### (3) 弁護士会への強制加入

弁護士であるためには、弁護士名簿に登録され、いずれかの弁護士会に入会しなければならない（8 条、9 条、36 条）。

弁護士自治が成り立つためには、強制加入制度が当然の前提となる。弁護士の登録・資格審査や、弁護士に対する指導・監督・懲戒権行使を行う団体として我が国の現行の法制度上予定されているのは、弁護士法に基づく弁護士会及び日弁連に限られているからである（もっとも、専門職団体が強制加入制度を探っているからといって、当該団体に完全な自治が認められるとは限らない。）。

#### (4) 弁護士（会員）への研修

弁護士自治の三要素には直接含まれないが、弁護士法 2 条には「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。」と定められており、個々の弁護士の資質や技能、倫理を保持し、高めるための研修を、弁護士会自身が責任をもって継続して行うことは、弁護士自治が当然に内包するものであると言える。

### 3 弁護士自治が認められる根拠

我が国で弁護士会に自治権が認められる根拠として、まず、弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とすること（弁護士法 1 条）が挙げられる。基本的人権の擁護のための活動は、国家権力と厳しく対立することがあり、そのようなときに、弁護士が国家権力の監督下にあっては、このような使命を全うすることができない。弁護士の十分な訴訟活動・弁護活動を保障するために、弁護士資格の付与と監督権の行使を弁護士会自らが担うことが必要となる。また、弁護士は日々の活動の中で、マスメディアや巨大企業などの社会的権力と対峙することがあり、弁護士に対する監督や懲戒は弁護士会のみがなしうるという弁護士自治が、社会的権力からの弁護士の独立性を支えるものとして機能することも重要である。

次に、法制度の複雑化が進む現代において、適正な裁判の実現や司法の円滑な運営には、これを担う弁護士の資質を一定水準以上に保持することが必要であるが、専門家の資質保持を第三者に委ねるのは事実上困難であり、資格審査と懲戒（及び研修）は、その専門家の団体に委ねるのが合理的であるということも根拠に挙げられる。

さらに、司法においても、弁護士会に弁護士自治が認められることによって、裁判所、検察庁、弁護士会が相互に独立の存在となってこそ、法曹三者間の相互抑制機能が果たされ、民主的に司法運営が可能となるということも根拠に挙げられる。弁護士自治は、弁護士個人の利益のために存在するのではなく、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士に付託された使命を実現するために存在するものである。

### 4 弁護士自治と憲法の関係

憲法上、刑事司法の分野では、国家権力から被疑者・被告人を守るものとして「弁護人」依頼権（34 条、37 条 3 項）が明記されており、弁護士たる身分が国家から影響を受けないように保障されている必要がある。

また、「弁護士」という資格が憲法上唯一明記されている（77 条）のは、弁護士が司法の一翼を担う憲法上不可欠の専門職だからである。

したがって、弁護士自治は、憲法に明記された制度でないとしても、日本国憲法に淵源を求めることのできる重要な制度であると言える。

もっとも、弁護士自治は憲法に明記された制度ではない以上、憲法を改正せずとも弁護士法を改正して、弁護士の監督官庁を裁判所ないし行政機関等の国家機関に定めるなど、弁護士自治を失わせることも可能である。我々弁護士としては、市民からの信頼に応える存在であるように、プロフェッショナルとしての矜持を保ちながら、日々研鑽を積み、職務を誠実に遂行しなければならない。

### 5 他の専門職（士業）との違い

弁護士も他の士業（行政書士・税理士・司法書士・社会保険労務士・弁理士・公認会計士）も、懲戒処分として、戒告、一定期間の業務停止、業務の禁止や失格処分が法定されている点は共通している。

しかし、弁護士が他の士業と根本的に異なるのは、監督官庁が存在しないというこ

とである。他の士業に対しては、各々の監督官庁により懲戒処分その他の監督権が行使される。これに対して、弁護士に対しては、懲戒処分その他監督権を行使できるのは弁護士会のみで、弁護士会以外の国家機関が監督権を行使することはない。弁護士は、他の士業に比べて、質的に異なる高度の自治が保障されている。

その理由としては、他の士業については、当該士業が関わる制度の円滑な実現や運用が根拠法の目的に掲げられているのに対し（行政書士法 1 条「この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする」、税理士法 1 条「税理士は（略）租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」司法書士法 1 条「司法書士は（略）その業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」社会保険労務士法 1 条「この法律は、（略）労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする」弁理士法 1 条「弁理士は（略）知的財産権（（略））の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もつて経済及び産業の発展に資することを使命とする」公認会計士法 1 条「公認会計士は（略）財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」）、弁護士は、弁護士法 1 条 1 項に「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と掲げられているとおり、基本的人権の擁護を使命とし、国家権力と対峙しても個人の権利を擁護することもその職責の本質に組み込まれていることが挙げられるであろう。

以上